

Matsuda

No.210
2018.5.15

松田町議会だより



樹齡約250年
土佐原のしだれ桜

寄 五大しだれ桜を訪ねて

第1回定例会の概要・予算質疑 …… 2	産業厚生常任委員会の審査概要 …… 9
議案審議結果一覧 …… 5	自治基本条例 …… 10
条例・補正予算・同意など …… 6	一般質問 …… 12
議会基本条例 …… 7	議会報告会等・臨時会の概要 …… 15
総務文教常任委員会の審査概要 …… 8	住みやすい町を目指して③③ …… 16

平成30年度 9会計の予算を可決 総額83億3,699万円

前年度対比 2億8,883万円の増

平成30年度の一般会計及び特別会計予算が提案され、3月8日、13日、14日、16日に予算の審議が行われました。

このうち一般会計予算は、議員6名で構成される予算審査特別委員会を設置し、そこに付託して13日に副町長・教育長以下、参事・課長職から係長職の職員40余名出席のもと詳細に審査が行われました。この審査の結果は、14日の本会議で特別委員会報告(3ページ参照)が行われ、予算総額49億9千万円の一般会計予算が、採決の結果、原案のとおり賛成全員で可決されました。

一方、8特別会計予算は、本会議で質疑の後、採決が行われ、すべて原案のとおり可決されました。

なお、予算総額及び一般会計予算額は、町制施行以降で過去最高の予算規模となっています。

ここでは、一般会計予算の主な質疑内容の概要について、掲載(2〜4ページ参照)します。

平成30年 第1回定例会

会期 3月6日(火)~16日(金)

3/6 一般質問
利根川議員・井上議員 (P12)
田代議員・南雲議員 (P13)
平野議員 (P14)
委員会審査
特別委員会 1件(条例)

3/7 一般質問 (P14)
石内議員
議案審議等
特別委員会報告2件(条例)、発議1件、議案9件(条例新設・条例改正)

3/8 議案審議
議案9件(条例改正・町道認定・補正予算・予算)

3/9 現地視察(工事予定箇所)

3/12 委員会審査
委員会4件(条例)

3/13 委員会審査
特別委員会1件(予算)

3/14 議案審議
特委員会報告1件(予算)、議案7件(予算)

3/15 議案審議
再議1件(条例)
委員会審査
委員会4件(条例)

3/16 議案審議等
委員会報告4件(条例)、議案1件(予算)、同意4件(人事)、各種報告などが行われ、閉会しました。

一般会計予算の主な質疑

政策・方針

質 町民文化センターのリノベーション事業はどのような効果を目指しているのか。また、本来の文化的役割に沿って、例えば講演会や映画上映会など、大ホールを使った事業計画はあるのか。

答 (副町長・教育課)

複合拠点として整備することにより、新たな学習機会の提供、これまで来なかった方にも来ていただき、賑わいの復活を目指す。町主体の大ホールでの自主事業の計画はボルダリングが併設された大ホール舞台

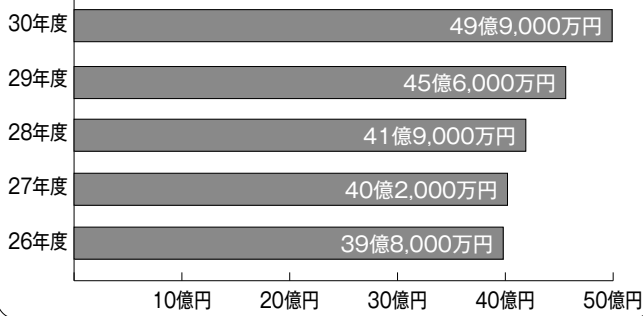
無いが、民間活力を活かして様々な利用方法呼びかける。今後、指定管理者導入も考えているが、大ホールの活用が重要なポイントとなると認識している。

質 女性が輝くコンパクトシティ創生事業について、抽象的な表現で何をしたいかわかりにくい。また、6千万円も投じて完成したら、どのような運営を、誰がしていくのか。

答 (定住少子化担当室)

現在策定中の女性活躍推進計画の中に位置づけられる事業であり、女性がいきいき活躍できる環境を整備する。具体的には起業支援、雇用促進、子育て支援などの機能を導入していく。お金を投

一般会計5か年の当初予算額の推移



予算審査特別委員会報告書(抜粋)

審査の内容

歳入については一括、歳出については各款ごとに審査しました。

予算規模は、49億9,000万円、前年度対比4億3,000万円の増額となり、過去最高の予算額となっています。

歳入は、国庫補助金やふるさと納税等が増加していますが、依然厳しい状況にあります。

歳出は、町営住宅建設事業や各種の地方創生推進事業を取り入れた定住・人口増加策の積極的な予算編成となっています。

次の項目について強く申し入れて、賛成することとしました。

- (1) 旧松田土木事務所の改修に伴い、多額の予算が計上されています。その事業内容や運営方針が不明確であり、説明責任を果たすことが難しいと思われるため、執行に当たっては、慎重に対応されたい。
- (2) 地方創生交付金等を多用した事業を導入したことから、町債が急激に増加しました。松田小学校建替事業等での町債の発行は避けられませんが、将来に向けた返済計画をしっかりと作成されたい。
- (3) 改修された町民文化センター大ホールを活用し、町民の文化行政向上と交流人口の増加に積極的に取り組まれたい。

じて完成してから運営母体を探すのではなく、これまで出された町民の要望も含めた要求水準を定め、民間事業者に打診して、運営する事業者を確保して進める。

答 (教育課)

周辺の幼稚園の実態を確認し、見直す方向で検討する。

質 平成30年度で寄中学校が廃校になるが、今の生徒への対応はどのようになっているのか。

答 (教育課)

正規職員と臨時職員で対応している。行き届かない教科については、教科の専門性の確保を第一に考え、町費で免許を持つた方を充てる体制を予定している。

質 新松田駅周辺地域まちづくり基本構想策定委託料を計上しているが、

具体的にどう進めていくのか。

答 (まちづくり課)

平成28年度・29年度・30年度で行っている事業で、最終年度の年にあたる。30年度中に駅周辺6へく

質 納税や水道料金等の支払い、コンビニで支払う仕組みはできないのか。

答 (税務課・環境上下水道課)

平成30年度はできないが、31年度からは、コン

収支・財政

タールの地域の構想を完成させて、権利者・町民・議会の皆様に提示しご意見をいただき、支持を得ることができれば基本計画として、実施に向けた考えをまとめていく。

ビ二納付ができるよう事務を進めている。

質 繰越金と町税収入について、予算と決算の差額を少なくできないか。

答 (政策推進課・税務課)

特別交付税の金額や景気動向・税の申告の状況など未確定部分があり、決算額との差異は生じる可能性がある。今後、予算編成は厳しく行う。

質 財源確保に向けた遊休町有地の活用についての進捗状況はどうなっているのか。

答 (定住少子化担当室)

寄附一番の寄付を受け



新松田駅周辺地域のまちづくり構想を策定中

た土地の活用については、募集要項を作成中であり、早急に活用方針を示したい。

質 平成30年度の実質公債費比率を6・1%と推計しているが、投資的事業の拡大や将来人口の減少が続くと、この比率が上昇する危険があるのではないか。

答 (政策推進課)

現状では、実質公債費比率1%の上昇は、元利償還金の額が約2500万円増えたことに相当する。不確定要素が多く、財政健全化のために、定期的な検証をしていく。

施設

質 10月末に完成予定の籠場の町営住宅は、現在の町営住宅に住んでいられる方々が入居できる体制を整えているか。

答 (総務課)

籠場の町営住宅は21戸のうち、10戸ないし11戸について、現在、木造の町営住宅、また借地部分に立っている町営住宅にお住まいの方々の移転先として考えており、集約事業にご協力をお願いしている。

質 防災行政無線のデジタル化について具体的なスケジュールがわかっているなら教えてもらいたい。

答 (安全防災担当室)

無線設備規則の改正により、平成34年11月30日までに防災行政無線をデジタル化しなければならぬ。30年度で実施設計し工事費用を積算して、31年度・32年度の2カ年で工事をする計画であり、この事業には、緊急防災減災事業債を充てる予定である。

質 松田さくら保育園内に、新設で子育て支援センターが開所する説明だが、現行の子育て支援センターとのすみ分けは、どうなるのか。

答 (子育て健康課)

現行のセンターは、町直営で「青い鳥」に委託している。新設のセンター

は、民間保育園の運営で、西さがみ福祉会が補助金を受け行っていく。利用者は、どちらも選択できるようにする。

質 ハーブガーデンは、指定管理者の応募もなく、今後1年間は町の直営でやるということだが、収支バランス等も含め、町の負担が大きいのではないか。

答 (観光経済課)

平成30年度は町の直営ですが、31年度から民間の力を借りる指定管理に向けて、今後事務を進めていきたい。

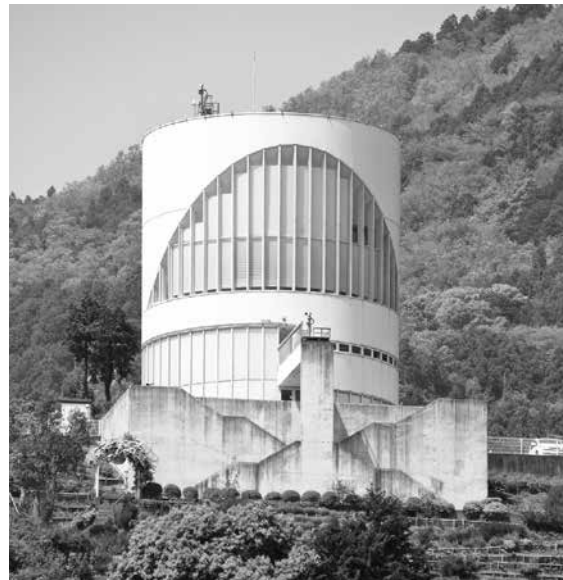
質 駅前のコスモス館の家賃補助は、いつまで続くのか。以前に独立採算制にしなければいけない話もだが、どうなっているのか。

答 (観光経済課)

コスモス館は、物品販売だけでなく、お休み処を設置してもらい、またトイレを貸してもらった別のところでさまざまな協力もあり、現在は20

%の家賃負担となっていて、定期的に打ち合わせ

をしているが、今後も話し合っていく。



西平畑公園にあるハーブ館

その他

質 高齢者生活支援事業の見守りシステム事業委託料の内容はどういうものか。

答 (福祉課)

ネット回線に接続して、赤外線センサーで人の体温に反応して動きがあるか無いかを定期的に判断する。数時間動きが無い場合は、家族の方にメール配信されるシステムです。

質 社会教育総務費に未來トプランナー育成・

応援助成金90万円が計上されているが、どのような内容か。

答 (教育課)

中学・高校生を対象に文化・芸術・スポーツなどの分野で、トプランナーとして活躍されることが期待される生徒に対して助成するもので、今後、制度設計等を総合教育会議で協議していく。

質 商工振興費の中で、新規事業として、店舗リノベーション支援補助金

が計上されているが、内容はどのようなものか。

答 (観光経済課)

従来の店舗の賃借料を補助する空き店舗対策事業を見直して、店舗を改良するための費用を補助するもので、対象経費の2分の1、上限を50万円と考えている。

質 鳥獣防止対策事業が51万円減額になっている理由は何か。

答 (観光経済課)

主な要因は、防護柵設置の補助金で、今までは金網柵をみていたが、電気柵を要望される方が多く、実情に合わせて予算計上した結果、減額となった。



電気柵の設置が増えている



建築中の籠場地区の町営住宅

議案審議結果一覧

第1回定例会(3月議会)

○…賛成 ●…反対 可…可決 否…否決 同…同意 欠…欠席

議案等番号	議員名(議席順) 議案等		審議結果	平野由里子	田代実	井上栄一	南雲まさ子	飯田一	利根川茂	小澤啓司	石内浩	齋藤永	鈴木眞徳	大舘秀孝
				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
一	議会基本条例制定委員会報告		可	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○
発議 1	松田町議会基本条例		可	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○
議案43	松田町自治基本条例(自治基本条例審査特別委員会報告)	修正案	否	○	○	○	○	欠	○	●	●	●	●	●
		原案	否	●	●	●	●	欠	●	○	○	○	○	○
議案 9	松田町自治基本条例(自治基本条例審査特別委員会報告)の再議の件	修正案	否	○	○	○	○	欠	●	●	●	●	●	●
		原案	可	●	●	●	●	欠	○	○	○	○	○	○
議案 9	松田町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例		可	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○
10	松田町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例		可	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○
11	松田町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例(総務文教常任委員会報告)		可	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	欠	○
12	松田町民文化センター条例の一部を改正する条例(総務文教常任委員会報告)	修正案	可	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○
		修正案以外の部分の原案	可	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	欠	○
13	松田町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例		可	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○
14	松田町敬老祝金給付条例の一部を改正する条例(産業厚生常任委員会報告)	修正案	否	●	●	●	●	欠	●	○	○	○	欠	○
		原案	可	○	○	○	○	欠	○	●	●	●	○	●
15	松田町町営住宅条例の一部を改正する条例		可	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○
16	松田町国民健康保険条例の一部を改正する条例		可	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○
17	松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例		可	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○
18	松田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例		可	○	○	○	○	欠	○	○	欠	○	○	○
19	松田町介護保険条例の一部を改正する条例(産業厚生常任委員会報告)		可	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	欠	○
20	松田町指定地域密着型サービスの事業者の指定並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例		可	○	○	○	○	欠	○	○	欠	○	○	○
21	松田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例		可	○	○	○	○	欠	○	○	欠	○	○	○
22	松田町町道路線の認定について		可	○	○	○	○	欠	○	○	欠	○	○	○
23	平成29年度松田町一般会計補正予算(第11号)		可	○	○	○	○	欠	○	○	欠	○	○	○
24	平成29年度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)		可	○	○	○	○	欠	○	○	欠	○	○	○
25	平成29年度松田町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)		可	○	○	○	○	欠	○	○	欠	○	○	○
26	平成30年度松田町一般会計予算(一般会計予算審査特別委員会報告)		可	○	○	○	○	欠	欠	○	欠	○	○	○
27	平成30年度松田町国民健康保険事業特別会計予算		可	○	○	○	○	欠	欠	○	欠	○	○	○
28	平成30年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計予算		可	○	○	○	○	欠	欠	○	欠	○	○	○
29	平成30年度松田町上水道事業会計予算		可	○	○	○	○	欠	欠	○	欠	○	○	○
30	平成30年度松田町寄簡易水道事業特別会計予算		可	○	○	○	○	欠	欠	●	欠	○	○	○
31	平成30年度松田町下水道事業特別会計予算		可	○	○	○	○	欠	欠	○	欠	○	○	○
32	平成30年度松田町介護保険事業特別会計予算		可	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	欠	○
33	平成30年度松田町用地取得特別会計予算		可	○	○	○	○	欠	○	○	欠	○	欠	○
34	平成30年度松田町後期高齢者医療特別会計予算		可	○	○	○	○	欠	○	○	欠	○	欠	○
同意 1	教育委員会委員の任命について		同	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	欠	○
2	固定資産評価審査委員会委員の選任について		同	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	欠	○
3	固定資産評価審査委員会委員の選任について		同	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	欠	○
4	人権擁護委員の推薦について		同	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	欠	○

※ 中野博議長は、採決には加わらない。

※ 議案第43号は、採決の結果、起立しなかった者と起立しなかった者が同数で否決としたが、松田町議会会議規則に定める投票による表決をしなかったため、町長より再議書が提出され、採決をやり直した。その結果、修正案は否決され、原案が可決された。

条例・補正予算・同意など

▼松田町議会基本条例

町の発展と町民福祉の向上を目指し、議会及び議員がその役割を適切に果たすことができるよう、

議会の透明性と公平性を確保し、町民が期待と信頼をもてる議会活動を進めるため、議会の最高規範として制定するものです。(7ページ参照)

▼松田町自治基本条例

本町における自治の基本理念を定め、松田町民憲章に掲げるまちづくりを進めるため、松田町の最高規範として制定するものです。(10・11ページ参照)

▼松田町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律によ

施設使用料を設定するため改正するものです。(8ページ参照)

る介護保険法の改正により、都道府県が定めた基準を市町村が定めることとなったため制定するものです。

▼松田町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、基準等を改正するものです。

▼松田町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例

職員を派遣できる団体に一般社団法人化される松田町観光協会を追加するため改正するものです。(8ページ参照)

▼松田町民文化センター条例の一部を改正する条例

複合拠点施設整備に伴い、ボルダリング施設及びトレーニングルームの

施設使用料を設定するため改正するものです。(8ページ参照)

施設使用料を設定するため改正するものです。(8ページ参照)

▼松田町敬老祝金給付条例の一部を改正する条例

高齢者の平均寿命の延びや、社会情勢等を勘案し、時勢に即応した祝金とするため改正するものです。(9ページ参照)

▼松田町町営住宅条例の一部を改正する条例

公営住宅法の改正に伴い家賃算定方法等の改正をするものです。

▼松田町国民健康保険条例の一部を改正する条例

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の施行により、都道府県が運営に加わることになり、町の行う事務であること

を明確にするため改正するものです。

を明確にするため改正するものです。

▼松田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、住所の特例の内容を見直す改正をするものです。

▼松田町介護保険条例の一部を改正する条例

介護保険法施行令の一部を改正する政令の施行及び第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定に伴い、介護保険料金等の改正をするものです。(9ページ参照)

▼松田町指定地域密着型サービス事業者の指定及び運営に関する基準を

定める条例等の一部を改正する条例

定める条例等の一部を改正する条例

定める条例等の一部を改正する条例

▼松田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の公布に伴い、補償基準額等の改正をするものです。

▼松田町道路路線の認定について

道路改良事業（河南沢・中里地区）及び開発行為により移管された道路（町屋地区、店屋場地区）の3路線を、町道認定するものです。

▼平成29年度松田町一般会計補正予算（第11号）

▼平成29年度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

審議の結果

採決の結果は、5ページをご覧ください。

委員の任期が満了となるため、次の方が同意されました。
富士原洋子氏

▼人権擁護委員の推薦について
山口 敬一氏
山岸 榮市氏

▼固定資産評価審査委員会委員の選任について
委員の任期が満了となるため、次の2名の方が同意されました。
宮田 恭子氏

▼教育委員会委員の任命について
委員が1名欠員となったため、次の方が同意されました。

議会基本条例制定委員会の報告書が可決され、議員発議により議員手作りによる条例案が提出され、賛成全員で可決されました。

議会基本条例制定委員会報告書(抜粋)

審査の内容

議会基本条例制定委員会は、平成27年3月12日に議会で可決された議会基本条例検討委員会報告書の基本方針に基づき、平成28年6月3日に設置された特別委員会で、必要最小限の規定を骨格とした条例及び地方自治法第96条第2項の規定による議決権の拡大を目指し、条例の作成作業を進めました。

条例作成に当たり、委員会を11回開催し、他の市町村の条例の調査・比較、必要に応じて政策推進課長、総務課長、福祉課長、子育て健康課長、まちづくり課長及び職員出席のもと、意見を聞き条例素案を作成し、平成29年12月1日から27日まで、条例素案に対する意見公募を実施し、議会全員協議会に協

議をしながら、素案に修正を加えた条例案を作成しました。

自治体議会改革フォーラムが公表した市町村の議会基本条例の制定状況(平成29年7月現在)は、市議会461団体(59.8%)、町村議会287団体(31.0%)となっており、各議会等の意識改革も進み、年々議会基本条例を制定する団体が増加しています。

本町議会においても、町の発展と町民福祉の向上を目指し、議会及び議員がその役割を適切に果たすことができるよう、議会の透明性と公平性を確保し、町民が期待と信頼をもてる議会活動を進めるため、議会の最高規範として早急に条例を制定する必要があると判断しました。

松田町議会基本条例

松田町議会が目指すもの

松田町議会(以下「議会」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)の下、松田町民(以下「町民」という。)による直接選挙で選出された議員(以下「議員」という。)によって構成される。

議会は、二元代表制の片翼を担う機関であり町民福祉の向上を目指すため、町長その他執行機関(以下「町長等」という。)を監視・評価し政策提言を行い、町民参加を保障し、議員個々の資質の向上を図っていかなければならない。

また、町長等との持続的な緊張関係を保ち、議会の透明性と公平性を確保し、町民が期待と信頼もてる議会活動を進めるために、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、「開かれた議会」、「行動する議会」を基本に議会及び議員活動の活発化を目指し、議会運営や議会・議員の活動内容の明確化を図ることを目的とする。

(最高規範)

第2条 この条例は、議会運営における最高規範であり、議会の条例・規程等を設置する場合は、この条例を遵守しなければならない。

(議会の責務)

第3条 議会は、議決機関として町長から提出される予算・決算・政策の監視と評価を行う責務があることを自覚し、日々の調査研究を通じて政策立案・提言を行うものとする。

(議会の活動)

第4条 議会は、透明性・公平性を基とし、町民に常に開かれた議会を目指し、町民参加と町民からの意見・提言を受け、議会報告会・意見交換会等を行い、広報広聴活動を重視するものとする。

(議会の議決事項)

第5条 地方自治法第96条第2項に規定する議決事項については、町政における重要な計画等に議会としての参画と責任を果たすために、次のとおり定める。

(1) 総合計画基本構想、基本計画

(2) その他議会が議決を必要と判断した事項

(議員の活動)

第6条 議員は、議会が言論の府であり合意形成の場であるため、議員間討議を重視し常に研鑽に努め、自由意思を重んじ政策の提起をできるよう、心がけなければならない。

(議会と町民との関係)

第7条 議会は、議員活動・審議内容等、常に町民に明らかにするため、報道機関・情報伝達等を活用し、町民に対する説明責任を負うものとする。

(陳情・請願権の保障)

第8条 町民等からの陳情・請願権を保障し、参考人として議会の本会議・委員会等において、その趣旨を聴取する機会を設けることができる。

(議会と町長等との関係)

第9条 議会の本会議・委員会等での町長等との質疑については、論点を明確化し議会の監視機能強化と、政策・提言の向上に努めなければならない。

(災害時の対応)

第10条 議員は、災害が発生した場合、議会機能を維持し迅速な対応をとり、町民の生命と財産を守るために、町長等及び町民とともに災害時の活動に努めなければならない。

(見直し手続)

第11条 議会は、この条例の改正が必要になった場合、必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、平成30年10月1日から施行する。

総務文教常任委員会で審査した議案

議案第11号 松田町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例

この条例は、3月7日に上程され、総務文教常任委員会に付託されました。委員会は、3月12日と15日に開催され審査をしました。

審査の主な内容は、一般社団法人化される松田町観光協会に職員を派遣することができるように改正するもので、近隣市町の状況や職員定数との関係等について審査しました。

審査の結果、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定し、左記の

議案第11号 松田町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例

総務文教常任委員会報告書(抜粋)

総務課長及び担当職員出席のもと、近隣市町の状況や職員定数との関係、派遣職員の費用負担等を詳細に審査しました。

審査の結果、「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に基づき、一般社団法人化する観光協会を派遣できる団体に追加することは、更なる観光振興を図るため必要であると判断しました。

なお、次の項目について、強く申し入れをして原案のとおり賛成することとしました。

- (1) 職員定数の適切な範囲の中で、必要最低限に実施されたい。
- (2) 職員の派遣は、期限を定め実施されたい。

とおり報告書を16日の本会議で報告しました。

本会議では、総務文教常任委員会の報告書のとおり、町長から提出された原案が、賛成全員で可決されました。



4月2日に一般社団法人化された町観光協会

議案第12号 松田町民文化センター条例の一部を改正する条例

この条例は、3月7日に上程され、総務文教常任委員会に付託されました。委員会は、3月12日と15日に開催され審査をしました。

審査の内容は、町民文化センターの複合拠点施設整備に伴い、ボルダリング施設及びトレーニングルームの施設使用料を

議案第12号 松田町民文化センター条例の一部を改正する条例 総務文教常任委員会報告書(抜粋)

副町長、教育課長及び担当職員出席のもと、近隣施設の料金体系、町内同種の施設運営者への説明状況、運営や利用の仕方、一部改正案の表記方法等を詳細に審査しました。

審査の結果、近隣施設と比較して料金は妥当なものと判断しましたが、「スポーツ施設の基本使用料」について、表現が適切なものでないと判断して、原案の一部を修正する必要がある結論に達しました。

なお、次の項目について、強く申し入れをいたします。

- (1) 運営に当たっては、近隣の類似施設と協力して相乗効果が得られるよう連携されたい。
- (2) 今回整備したボルダリング施設等の利用に対しては、安全管理の徹底を図られたい。
- (3) 当該施設は複合拠点施設であるため、文化団体等の運営についても配慮されたい。

設定するため、近隣施設の料金体系、町内同種の施設運営者への説明状況、運営や利用の仕方などを審査しました。

審査の結果、賛成全員で原案の一部を修正可決(条例改正文の表現を修正)すべきものと決定し、右記のとおり報告書を16日の本会議で報告しました。

本会議では、総務文教常任委員会の報告書のとおり、委員会の修正案及

び修正案以外の部分の原案が、賛成全員で可決されました。



町民文化センター外壁に設置されたリードウォール(高さ13m・幅6m)

スポーツ施設の基本使用料(1時間当たり)

・リードウォール	大人	2,000円、中学生以下	1,000円
・ボルダリングウォール	平日	大人 700円、中学生以下	350円
	休日	大人 1,000円、中学生以下	500円
・トレーニングルーム	大人	100円、中学生以下	使用不可

※上記は、町内在住、在勤、在学者の使用料です。町外の方の使用料は、上記使用料の倍となります。(消費税は別途加算)

産業厚生常任委員会で審査した議案

議案第14号 松田町敬老祝金給付条例の一部を改正する条例

この条例は、3月7日に上程され、産業厚生常任委員会に付託されました。委員会は、3月12日と15日に開催され審査しました。

審査の主な内容は、敬

老祝金の支給年齢を80歳にする理由と、支給年齢や金額の改正により削減された予算の使い道などが審査されました。

審査の結果、賛成多数で、町長から提出された原案の一部を修正して可決すべきものと決定し、左記のとおり報告書を16日の本会議で報告しまし

議案第14号 松田町敬老祝金給付条例の一部を改正する条例 産業厚生常任委員会報告書(抜粋)

副町長、福祉課長及び担当職員出席のもと、敬老祝金の支給年齢と支給額、現行と改正案の支給総額の比較及び削減となる予算の活用計画、近隣市町の支給状況等を詳細に審査しました。

審査の結果、敬老祝金は昭和43年に条例を制定し、現在は70歳、77歳、88歳、99歳、100歳の節目の年齢に到達した方に支給しています。高齢者の平均寿命の伸びや、社会情勢等を勘案し改正するもので、70歳の支給廃止や支給額の改正はやむを得ないことと判断しました。

しかし、77歳の支給を80歳に改正することは、敬老祝金の支給開始を一気に10年延ばすこととなるため、現行の77歳の支給を改正しないほうがよいと判断し、一部を修正する必要がある結論に達しました。

また、次の項目について、強く申し入れをいたします。

- (1) 敬老祝金の支給年齢や支給額の改正に伴い、削減された費用は、高齢者の福祉対策事業に活用するための具体的な施策を、早い時期に町民に示されたい。

た。

本会議では、産業厚生常任委員会の修正案は否決され、町長から提出された原案が、賛成多数で可決されました。

この結果、条例の施行は、平成30年4月1日となりますが、「平成30年度に支給する敬老祝金に関する経過措置」により、平成30年度に支給される敬老祝金は、改正前の規定によることとなりますので、左記記載の「現行の敬老祝金額」により支給され、平成31年度より町長提出修正案の敬老祝金額により支給されることになりました。

なお、昭和13年9月16

日から昭和16年9月15日までの間に生まれた方は、77歳の時に支給されているため、80歳では支給されません。

議案第19号 松田町介護保険条例の一部を改正する条例

議案第19号 松田町介護保険条例の一部を改正する条例 産業厚生常任委員会報告書(抜粋)

福祉課長及び担当職員出席のもと、介護保険料の基準額(月額)が4,600円から5,100円に改正される根拠、今後の介護保険事業の推移や地域支援事業費の見込み、被保険者数の推計等を詳細に審査しました。

審査の結果、保険料算定に当たり介護保険事業計画等策定委員会を5回開催し決定されたもので、この介護保険料は現時点で足柄上地区での平均的な金額でした。法に基づき平成30年度から平成32年度の3年間の第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画期間中の介護保険料の改正であるため、介護保険料の基準額(月額)が500円の値上がりになりますが、適正なものと判断しました。

なお、次の項目について、強く申し入れをして原案のとおり賛成することとしました。

- (1) 介護予防サービス事業等を充実させることによって、介護給付費の抑制を図られたい。

審査の結果、賛成多数で、町長から提出された原案のとおり可決すべきものと決定し、報告書を16日の本会議で報告しました。

審査の結果、賛成全員で原案のとおり可決すべ

現行・町長提出修正案・委員会修正案の敬老祝金額の比較

1. 現行の敬老祝金額

- (1) 70歳の者 5,000円
- (2) 77歳の者 10,000円
- (3) 88歳の者 20,000円
- (4) 99歳の者 30,000円
- (5) 100歳の者 100,000円

2. 町長提出修正案の敬老祝金額

(70歳の者は廃止)

- (1) 80歳の者 10,000円
- (2) 88歳の者 10,000円
- (3) 99歳の者 50,000円
- (4) 100歳の者 50,000円

3. 委員会修正案の敬老祝金額

(70歳の者は廃止)

- (1) 77歳の者 10,000円
- (2) 88歳の者 10,000円
- (3) 99歳の者 50,000円
- (4) 100歳の者 50,000円



介護予防普及啓発事業(筋力トレーニング)

きものと決定し、報告書を16日の本会議で報告しました。

本会議では、産業厚生

常任委員会の報告書のとおり、町長から提出された原案が、賛成全員で可決されました。

この結果、第1号被保険者(65歳以上の方)の平成30年度から32年度の3年間の第7期介護保険料の基準額は5,100円となり、所得に応じて段階に保険料(月額2,550円)と1,020円(円)が決まっています。詳しくは、広報まつだ4月号をご覧ください。

自治基本条例原案を可決 特別委員会の修正案は否決

議案第43号「松田町自治基本条例」は、平成29年第4回議会定例会に提出され、委員6名による自治基本条例審査特別委員会を設置し、付託されました。

特別委員会では、町長・担当課長等出席のもと5回審査を行い、賛成多数で原案の一部を修正

可決すべきものと決定し、3月7日の議会定例会に報告し、質疑を行い議員3名による討論を実施し、採決を行いました。

特別委員会の修正案（左記参照）及び町長の提出した原案ともに賛否が同数となり過半数を得られないことから議案を否決しました。

これを受け、町長より再議書が提出され、3月15日に採決をやり直し、修正案は否決され、原案が可決されました。

再議について
町議会会議規則では、「議長が起立の多少を認定し難いとき、（中略）投票で表決を採らなければならぬ。」とされていますが、投票をしなかつたため、地方自治法第176条第4項により再議書が提出されたものです。

自治基本条例審査特別委員会報告書(抜粋)

審査の結果、松田町自治基本条例審議会にて条例策定にあたり16回にわたり審議を行い、パブリックコメントを実施し町民の意見を反映した条例で、町の最上位に位置付けられる条例です。町民の役割及び責務並びに議会及び町長等の役割と責務を定め、今後のまちづくりの推進に必要な条例であると判断しました。

しかし、会議の公開等が最高規範である条例に必要なため、条例に追加すべきとの結論に達しました。

また、次の項目について、強く申し入れをいたします。

(1) 条例前文に「みんな」という記述がありますが、わかりにくいので、自治基本条例の逐条解説書で具体的に解説されたい。また、女性の参画や子どもの育成及び環境問題についても前文の逐条解説書で説明し、町民にわかりやすく周知すること。

(2) 住民投票については、早急に常設設置型又は個別設置型などの審議を開始し、別に条例で定めること。

(3) 条例が形骸化することのないよう運用すること。

なお、少数意見として、松田町自治基本条例審議会の答申を受けたものであるため尊重すべきであり、懸案事項については、条例の見直し条項で今後対応すべきであるとの意見がありました。

原案に対して下記の条項を追加する修正案

(会議の公開等)

第21条 審議会等の会議は、正当な理由がない限り、公開するものとします。

2 町長等は、設置する審議会等の委員を選任する場合は、積極的に公募に努め、委員の選任は、男女が社会の対等な一員として、平等に参画する機会を確保するよう努めなければなりません。

自治基本条例審査特別委員会報告(修正案)に対する討論

賛成討論

井上 栄一 議員

自治基本条例審査特別委員会報告案に賛成の立場から賛成討論を行います。松田町の自治基本条例に対し、委員会報告書のとおり、松田町の最高規範である自治基本条例の原案に対し、県内の市町村で制定されている基本条例の中でも、最後発のものとなってしまいました松田町の自治基本条例であります。だからこそ町民に開かれた行政となるべき指針を盛り込んでいかなければいけないと思います。

その指針として、1点目は会議の公開であります。第20条で情報の公開とありますが、これは会議終了後、文書で行政がその結果をまとめたものについて、公開をするというものがほとんどでございます。会議全体の公開をすることとはほど遠いものであると思います。情報公開条例の中で、公開の規定の一部改正も考えられるとの町側の説明もありましたが、それは情報公開条例は、今現在、上郡5町共同での審査を行う機関ということになっています。その会の同意を得る間も大分長い時間がかかるということでもあります。松田町の最高規範となるべき自治基本条例、これに定めることが最上ではないかと考えています。

2点目は審議会への女性委員登用の原則であります。この時代において、男女共同参画は常識だという意見もございました。やはり町民のための行政、開かれた行政にとっては当たり前ですが、やはり仏

つくって魂入れずです。やはりその仏をつくらないと、やはり男女共同参画ということは、中々実現していくのには、難しいことではないかなと思います。それぞれの条例の中で定めればよいという手法もありますけれども、松田町の条例の数を考えると、また松田町の最高規範である自治基本条例の中に、盛り込まなければいけない最低限の項目であると考えています。これらの追加は、自治基本条例審議会です十分な審議を経て答申された審議内容を、おろそかにするものではないというふうに考えています。情報公開と男女共同参画について、条例案には表されていないものではありませんが、審議する項目とは、審議会での審議する項目とならなかったという町の説明もありました。

以上のことから、委員会報告書のとおり、今、松田町としての自治基本条例を制定するに当たり、町の最高規範の中に盛り込むため、自治基本条例に対する修正案として1条を追加し、最後発である松田町自治基本条例を今の時代にふさわしい自治基本条例として、松田の議会として賛成をすべきではないか。反対のための反対ではなく、ぜひ議員皆様に賛同をしていただきまして、よりよい松田町自治基本条例とすることをお願いをいたしまして、以上で討論とさせていただきます。ありがとうございます。

賛成討論

平野 由里子 議員

議長のお許しをいただきましたので、賛成の立場で討論をしたいと思っております。この修正の追加文が入った修正案のほうで賛成の立場ということですが、先ほどもちょっと質疑のところでお話をしてしまいましたけれども、この一文の中に女性のことを明記する、それからあと会議の公開のことを明記する、これに関して賛成の立場でお話いたします。

この会議の公開に関しましては、先ほど井上議員がお話していただいたとおり、いろいろなその検討をいたしました。情報公開条例のほうで何とかできないかと、そして、なるべくならこの審議会で提出されたこの案を尊重できないかということで何度か検討いたしましたけれども、やはりその情報公開条例のほうは、文書を請求に応じて公開する、そういうものに対する規定であって、会議の公開にはちょっと足らなかったと。そして、そこをいじくるためには、中々その上郡全体での審議を待たなくてはいけないということで、時間もかかるということで、これはこちらの修正案のほうに入れるほうがいいたらうということになりました。

そして、この情報共有、会議の公開は、先ほど言ったとおり、やはりこれは当たり前のことだというふうな認識は皆さんあると思うんですけれども、でもそれでも中々実現が足りない現状を踏まえれば、これは明文化する必要があると。つまりこれは、自治基本条例がこの協働の町政を目指して制定される、その基盤となるものではないかと思っております。つまり、この条例にこの一文をまるでインフラの整備のように加えていく、これは大事なことではないかと思っております。

それから、女性に関する男女共同参画のことなんですけど、これも先ほどお話ししましたが、本当に当たり前の常識であって、書かなくてもいい日が来るのが一番望ましいことでもあります。実は、明日3月8日というのは国際女性デーという、これは国際的な国連が取り上げている日なんです。わざわざこれを国際的な段階でも未だに取り上げるというのは、やはりまだまだ男女共同参画が足りない部分がある、それを後押しするという、これはもう本当に国際的な流れというか、そういう認識のもとに制定された日です。国際レベルでもそのような現状であるということ踏まえれば、松田が頑張っていると仮に認めたとしてもですね、中々まだ足りない部分があるだろうと私は思います。

そして、先ほど女性が手を挙げないのがいけないんじゃないかと、別に排除しているわけではないというふうな御意見も伺いましたけれども、これは本当にま

だまだ後押しをしなければ、女性は手を挙げることでさえ遠慮してしまうのが事実。エンパワメントという言葉がありますけれども、これまで女性はそういうものに手を挙げていいんだよという、そこさえ気がつかなかったという現状がありますので、これを後押しするためにもわざわざ国際女性デーを設けているぐらいです。やはりこの小さな町、松田町であって、やはりそのミニ憲法とされる自治基本条例でありますから、ここに一文、男女共同参画のことを入れ込んで、もう一つプッシュをしていくという姿勢が、それをまた見せることが大事なのではないかと思われま

す。そういったことで、長い歴史でこの女性がいろいろと少しずつ一歩一歩進出をしてきたんだと思うんですけれども、松田においてもその歴史にここできちりと足跡をつけるという意味でも、この女性という、男女共同参画というこの一文をつけ加えさせていただく、ここに私は賛成したいと思っております。

そして、またこの特別委員会の中でも、何度かこの審議会の皆さんの労力を無駄にするのではないかと、とても失礼なことではないかという御意見が何度も何度もありました。本当にそれは皆さん共通で、そのところも非常に気になっていました。それを気になりながら話しました。でも、この審議会の皆さんの労力にきちんと向き合ったという、それが一つの私たちの誠意なんだと思っております。議会は議会として、皆さんが上げてくださった答申に対してきちんと向き合い、そして考えて、そして皆さんの、申し訳ないじゃないかと思いつつも、こういうふうな一文を提案させていただくところ、そこまで何回も回を重ねて結果を出してきた、これが一つの議会の特別委員会側としては、一つの誠意だと思うんです。

もういいよ、それでいいよと言って、ぱっと認めるということもできるかもしれないんですけども、やはりそこはきちんと受け取る、そして向き合う、これが大事だと思います。そして私も、先ほど井上議員がおっしゃったように、この審議会は町長への答申が出た段階でいわば解散というふうなことなので、審議会と相談したかというふうに言われると、審議会とはちょっと相談ができません。できませんでした。けれども、個人的に委員をしていた方もちょっと存じ上げていたので、ちょっと聞いてみましたが、いや、もっとよりよい形にしてみらうのなら、全然構わないんだというふうなお答えはいただいております。議員は議員として向き合うということで、こうした追加の一文を修正案として出させていただきます。

反対討論

鈴木 眞徳 議員

委員会の慎重審議、ご苦労さまでした。1点だけ、さまざまな立場の町民で構成された自治基本条例審議会では、16回にわたる審議を経て条例案を協議されましたが、この内容について、審査特別委員会としては、1条追加せんと結論です。ただ、特別委員会の前には、全員協議会での説明やパブリックコメントによる町民からの意見聴取もあったわけで、議会としては、そこでヒントだけでも投げかけておけば、修正内

容に関して事前に審査で審議会でも審査する時間もとれたのではないのでしょうか。

また、提案された条例に対して、要望事項を付議するだけならともかく、審査特別委員会だけで審議し、決められた1条を条例に追加することとは、町民も参加した原案に対して少々やり過ぎではないかと思いついて、反対討論にさせていただきます。

一般質問

ここが聞きたい!

町長等の執行者に対して、町政全般の事務事業等の執行状況や政策方針などを聞くことが一般質問です。

町職員に対する パワーハラスメント等の対策は!



質問者
利根川 茂 議員

各企業や官庁で働く人達が、心身ともに健康で仕事ができる労働環境を実現することが、どれほど難しいかを感じる事件が多い最近です。

平成29年1月より、男女雇用機会均等法第11条に事業主の措置義務が規定され、また人事院規則にも定められました。本町の職員に対するパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、

男女雇用機会均等法第11条とは
事業主は、職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

マタニティハラスメントについての現状と対策について、町長のお考えをお示しください。

A
良好な職場環境の
維持向上に
努める
回答 (町長)



本町の職員のハラスメントの状況につきまして、総務課庶務係に相談窓口を設けているが、これまでハラスメントに対する相談は受けていない。他者の人権や人格を十分に尊重しないことが、ハラスメントの原因にな

る可能性がある。徹底した防止を図ると共に、職員が互いに信頼し合うことで、良好な職場環境の維持向上に取り組むことは、チーム松田町役場としては、当たり前のことと思う。

ハラスメントは、職員の人権、働く権利を侵害し、職場における職員能力発揮を妨げ、職場環境を悪化させ、業務の円滑な遂行を阻害することになるので、研修会等を実施し防止に努めたい。

駅周辺整備事業について



質問者
井上 栄一 議員

本山町政2期目就任後の新年度予算であり、1期目で種をまいた事業を2期目において、公約等に基づき施策を実現されることと思います。

そこで、町長の公約にもあり、平成30年度の予算に計上されていると思いますが、町の活性化のために最も重要な事業である「駅周辺の整備事業」の、今後の実施計画や事業の進捗の見込みについて、町長のお考えをお聞

A
足柄上地区玄関口
として駅周辺を
整備
回答 (町長)



かせください。

新松田駅周辺整備事業は、近隣市町からの利用者も多く、足柄上地区の交通の要衝としての環

整備が求められている。駅を中心としてバス交通の利便性を図ることで公共交通の利用促進が進み、町全体の交通環境の向上や活性化が期待される。

利便性の高い駅周辺環境の創出は、新たな人口獲得や人の集積による周辺の既存商業環境の活性化、町を支える人の確保に繋がる。

今後は、人口減少社会の中で、将来にわたって持続可能な町として、充実した公共交通環境という強みを活かしながら、将来像である『人・まち・コトを繋ぐまち』の実現をけん引する中心拠点として新松田駅周辺整備に取り組んでいく。



新松田駅周辺のまちづくりイメージ図



松田山からの絶景

提案します！ 松田山々頂 「551m」を新たな観光資源に



質問者

田代 実 議員

(1) 松田町第5次総合計画「観光の振興」の重点施策〈まちづくり戦略〉として、観光資源の発掘・活用が掲げられています。町は「発掘」について、どのような取り組みをさ

れてきたのでしょうか。

(2) 松田山々頂は観光資源として活用されていません。昭和前期の地図では標高566mでしたが、ゴルフ場の整備によって現在は551・5mになっています。その山頂は、最明寺史跡公園東端のゴルフ場用地（防災無線鉄塔の近く）隣接地で、360度展望の好立地にあります。

西平畑公園や寄へのハイキングコース・最明寺史跡公園内散策路を繋ぐことによって、松田山々頂が新たな観光資源となることを確信して提案します。

町長の考えをお伺いします。

A

山頂を豊かな自然環境と繋ぐ観光資源に！
回答（町長）

ある。

また、新たな事業として、寄の地域資源を生かし各種農業体験や、農家民泊を発掘するために、講演会を開催している。

(2) 富士山・大島・箱根外輪山などの景色を、松田山々頂とハイキングコースで繋ぐことで、観光資源となる。

(1) 今まで実施している事業を、さらに磨きをかけてリニューアルすること「発掘」と考える。「寄七七星ドッグラン＆カフェ」は、その一つで

松田山々頂は、ゴルフ場用地に隣接しているので、調整が必要と考えるが、前向きに取り組んでいきたい。

教育体制の充実を



質問者

南雲 まさ子 議員

(1) 平成29年3月に、文科省は経済的に苦しい世帯に義務教育の就学援助費の入学前支給を可能としました。ランドセル購入等の費用を、入学前に

支給するお考えはありませんか。

(2) 平成28年改正が対策基本法により、学校教育でがん教育の推進が位置づけられました。がん

A

充実した教育環境へ
回答（教育長）

教育を受けることにより、本人や家族に与える影響は大きいと思われませんが、がん教育はどのように行われていますか。

(3) 松田町では県教育委員会より、いじめ問題が背景にある「特別の教科道徳」の研究委託を受けましたが、近年、いじめの早期発見・解決へSNSを活用する試みが注目されています。SNSを使った、いじめ相談に対するお考えを伺います。

(1) 就学援助費を就学前に支給するためには、対象世帯の把握や制度を周知してもらう上で難しい等の問題があるが、課題解決に向けて取り組み、

平成31年度を目途に入学前に支給できるように検討する。

(2) 国は、平成26年度より「がんの教育総合支援事業」を実施し、平成28年度にこの事業のモデル校に寄中学校が指定され、「健康と生命の大切さを育む」という視点で、がん教育を行った。健康については、子供の頃から教育を受けることが重要であり、今後もがん教育を推進していく。



全国137校の1校に指定された寄中学校

(3) 「特別の教科道徳」の授業は、2年間にわたり小中連携し取り組んできた。SNSを活用したいじめの相談体制については、県の動向や実施校の状況等を確認し検討して行く。

開かれた町政を 推進する仕組みづくりの工夫



質問者
平野 由里子 議員

(1) 松田町にも自治基本条例が制定される運びとなり、第18条には「説明責任及び応答責任」が規定されます。そのための具体的な仕組みが必要で

りやすく話をする出前講座を実施してはいかがですか。

(2) 審議会・協議会等の情報発信の取り組みは進んでいますか。

平成28年3月議会定例会で一般質問したところ前向きな回答を頂いたのですが、町ホームページのトップページにはまだ掲載されていません。進捗状況を確認させてください。

(3) 中学校の統合に伴う制服検討部会の進捗状況をお尋ねします。また、LGBTへの配慮、健康・衛生面での問題、経済性等について、どのような議論がなされていますか。



中学校の新しい制服をブレザーで検討している

A より一層の情報 発信に努める

回答
(町長・教育長)



(1) 広報紙やホームページだけで充分とは言えない。職員が講師となって町民のもとに向いて説明や講習を行う「出前講座」について、規定を定め準備していく。

(2) 早速ホームページのカレンダー機能を活用し

審議会や協議会の情報を掲載したが、項目によりばらつきがあるので、情報掲載の統一基準を作つてわかりやすく改善する。

(3) 統合準備委員会の制服検討部会で協議が進んでいる。新しい制服は着心地、デザイン性、品質、価格に留意し、洗濯可能で速乾吸汗性に優れ、防菌防臭加工の施された素材を使用する。女子生徒は、ブレザーにスカートでもスラックスでも使用可能とした。今後学校で見本を展示し、制服着用のルールも含め、生徒等の意見を聞く場も設ける。

高齢者福祉への対応について



質問者
石内 浩 議員

2025年問題として、医療、介護、福祉施設の整備が急務と言われなが

ら、国では有効な施策を打ち出せないでいます。可能な限り住み慣れた地

域で、人生の最期を迎えられるよう地域の包括的な支援、サービス提供体制の構築を推進するとしていますが、現状と今後の対応についてお伺いします。

(1) 介護度ごとの在宅介護と施設入所者数や入所待ち人数等の他町との比較は。

(2) 「終の棲家」と言われている特別養護老人ホームでの「看取り」を増やすため、この4月より国が介護報酬を上乘せするとしていますが、周辺の特養での対応は。

(3) 介護は在宅、医療も在宅が理想のはず。訪問診療や往診の現状は。

A 在宅医療・ 介護連携を 推進

回答 (町長)



(1) 本町の在宅介護の対象者は319名で、介護度別では、要介護5と4が各々31名、要介護3が37名、要介護2が90名、要介護1が86名及び要支援2が33名、要支援1が11名となっている。上郡での在宅介護の対象者は中井町251名、大井町391名等となっている。また、本町の施設入所者数は98名、上郡の状況は、山北町105名、開成町70名等となっている。

(2) 30年度からは、複数の医師を配置した特養で、嘱託医が早朝・夜間に緊急訪問した場合の介護報酬を上乘せし、実際に看取った場合の報酬も引き上げられる。特養の対応の情報収集をしていく。

(3) 本町の往診は1医療機関、訪問診療は2医療機関が実施している。1市5町では、往診28医療機関、訪問診療29医療機関が実施されている。今後、医療と介護連携を推進する。

議会報告会・意見交換会を開催！

3月の第1回議会定例会で、平成30年度予算が可決され、新年度もスタートをしました。30年度の主な事業及び新規条例についての議会報告会、地区ごとの課題について皆さんとの意見交換会を、下記のとおり松田地区と寄地区で開催しますので、ご近所お誘い合わせの上、ご参加ください。

【開催日時・会場】

- (1) 松田地区 7月1日(日) 14時～15時30分 町民文化センター 1階展示ホール
 (2) 寄地区 7月1日(日) 19時～20時30分 寄中学校屋内運動場 1階多目的ルーム

【内容】

- (1) 議会報告会 平成30年度予算、議会基本条例、自治基本条例(松田地区・寄地区共通)
 (2) 意見交換会
 ・松田地区 町民文化センター、松田山ハーブガーデン、学校制度等のあり方
 ・寄地区 寄ヒーリングヴィレッジ事業、寄字1番(湯の沢地区の国道246号交差点付近)の町有地



昨年の議会報告会(展示ホール)

【申込み】参加は自由ですので、申込みは不要です。開催日当日に直接会場で受け付けます。詳しくは、議会事務局へ。☎84-1335

第2回臨時議会

2月19日に第2回議会臨時会を開催し、補正予算1件の審議をしました。
▼平成29年度松田町一般会計補正予算(第10号)

一般会計補正予算(第10号)は、予備費を減額し、松田中学校の施設調査経費として、校舎耐力度診断委託料357万5千円を教育費に計上し、繰越明許費補正するものです。

審議の結果

以上、補正予算は、原案のとおり賛成全員で可決されました。

第3回臨時議会

4月19日に第3回議会臨時会を開催し、専決処分1件の承認1件・松田町外三ヶ町組合議会議員の選挙をしました。

▼専決処分の承認を求めることについて(松田町税条例の一部を改正する条例)

地方税法等の一部を改正する法律が、3月31日に公布され4月1日から施行されたことに伴い、緊急を要するため、条例の文言の改正や固定資産税に関する経過措置を平成30年度から平成32年度までの期間に延長する等の改正をするものです。

審議の結果

以上、専決処分1件は、原案のとおり賛成全員で承認されました。

選挙の結果

▼松田町外三ヶ町組合議会議員の選挙について
 3月31日に松田町選出

6月議会(5日・午前9時開会)を傍聴してみませんか！

松田町議会は、3月・6月・9月・12月の年4回議会定例会を開催しています。また、必要に応じて議会臨時会を開催します。議会での審議を誰でも傍聴できますので、ぜひ、議場にお越しください。

議場入口に「傍聴券」がありますので、住所と氏名を記載して入場してください。定員は25名です。写真撮影や録音等は議長の許可が必要になります。

詳細は議会事務局へ。TEL84-1335(直通)

の三ヶ町組合議会議員1名が辞職したことに伴い、補欠選挙を行い、次の方が指名推薦により当選されました。

古谷 康氏



住みやすい町を目指して...③③

鮎釣りの名所を次世代に繋げよう

酒匂川漁業協同組合松田地区理事 栗原 賢さん(城山在住)

松田山の早咲き桜が散り始める頃、酒匂川の十文字橋下流の堰堤付近では、相模湾河口からはるばる遡上してきた小さな天然の鮎たちが、上流を目指してイッパイ飛び跳ねています。これを狙ったシラサギやカワセミ・カワウ・カラスなどが飛び交い、富士の景観と相まってこの時期の風物誌になっています。

鮎の別名は「年魚」と言われ10～11月頃に産卵して一生を終わりますが、2週間ほどでふ化した仔鮎は腹部に栄養源になる卵黄を抱え、日暮れと共に相模湾を目指して流下します。寒い冬の間はプランクトンを餌に遡上の時期を待ち、水がぬるむ2月下旬頃は水生昆虫類を食べながら遡上の準備を整えます。

7月初旬になると行動も活発になり、石についた藻（アカ）を主食とし縄張りをもちながら上流を目指して成長を続けます。酒匂川の最終到達地点は旧山北高校付近の安戸堰堤です。

自然のサイクルは順調に繰り返されているようですが、水中を覗いてみると2010年に起こった小山町土手決壊による土砂流出の影響が、今でも色濃く残っています。

各所に堆積した土砂が大雨のたびに下流に流れ、石についたアカを削り石が土砂で埋もれてしまいます。上流域の山北地区では、「灌漑用水」との関連もあり川に流れ込む水量の不足から水生昆虫類の減少や、下流域では堆積した土砂の排出に重機による河床整理が行われるなど、鮎の成長

に欠かせない瀬や淵が消え変化の少ない浅瀬が増えるなど、縄張りをもって成長する鮎たちにとって、厳しい環境が続いています。

“川や海を守るには森を作れ”と言いますがまさにその通りです！「酒



上流を目指し堰堤を力強く遡上する鮎

匂川漁業協同組合」では、十文字橋下流の堰堤から1万5千尾の稚鮎を特別再捕して上流域の谷峨地区に放流したり、小田原市とタイアップして「親子で鮎放流体験」や「親子友釣教室」を開催しています。又、山北高校や立花学園の釣り部「課外授業」に無償協力を行うなど、鮎との共生を図っています。

富士山と松並木、ヒバリやキジが住む酒匂川。自然の豊かさに恵まれた“鮎釣りの名所”を次の世代に引き継げるよう、これからも環境を整備し釣り客の増加を目指してまいります。

※「住みやすい町を目指して」活動されている方や団体が、このコーナーに掲載を希望される場合は下記までご連絡ください。

皆さんの傍聴をお待ちしております！ 第2回定例会は6月5日(火)

委員	委員	委員	委員	副委員長	委員長	議長
大館	齋藤	小澤	中野	飯田	平野	由里子
秀孝	永	啓司	博	一		

議会広報広聴常任委員会

平成30年度の松田町予算も編成され、今までにない大型予算となりました。町として今後やらなければならぬ大きな事業が山積みをし、既に着手したこともあり、町が大きく動き始めた思いがいたします。また、松田町の最高規範である「自治基本条例」及び「議会基本条例」が制定され、更により良い松田町の発展に繋がって行くことと思えます。

(中野)

